

相模原市国民健康保険診療所条例及び相模原市立診療所条例の改正(案) 等の概要について

1 改正の趣旨

津久井地区、相模湖地区及び藤野地区の中山間地域では、高齢化の進行等に伴う通院が困難な人の増加や生活習慣病の重症化等のリスクの増加、人口減少等を背景とした受診者数の減少、医師・看護師等の医療従事者の安定的な確保が難しいことなど、医療に係る様々な課題が生じており、本市では、本年2月に「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を推進しています。

このような中、基本方針に基づき相模原市国民健康保険診療所(以下「国保診療所」という。)及び相模原市立診療所(以下「市立診療所」という。)の再編を行うほか、当該再編により市立診療所から国保診療所に移行する診療所について引き続き指定管理者による管理を行わせるため、相模原市国民健康保険診療所条例(平成17年相模原市条例第117号。以下「国保診療所条例」という。)の改正並びに相模原市立診療所条例(平成22年相模原市条例第5号。以下「市立診療所条例」という。)の改正及び廃止をするものです。

2 主な改正等の内容

(1) 国保診療所条例の改正

ア 相模原市国民健康保険青野原診療所及び相模原市国民健康保険藤野診療所(以下「国保青野原診療所等」という。)の設置に係る規定の追加

相模原市立青野原診療所及び相模原市立藤野診療所(以下「市立青野原診療所等」という。)を国保診療所に移行します。

(ア) 移行の理由

国民健康保険事業等における施設整備等に係る助成制度並びに医療従事者の確保及び育成に係る制度の活用が可能となるため

(イ) 移行する施設の概要

| | | |
|------------------|-----------------------------------|---------------------------------|
| 施設名 (移行後の施設名) | 相模原市立青野原診療所 (相模原市国民健康保険青野原診療所) | 相模原市立藤野診療所 (相模原市国民健康保険藤野診療所) |
| 開設年月日 | 昭和39年2月1日 | 昭和36年7月1日 |
| 所在地 | 緑区青野原2015番地2 | 緑区小淵1656番地1 |
| 敷地面積 | 888.72平方メートル | 363.00平方メートル |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造2階建 (診療所は、1階部分) | 鉄筋コンクリート造2階建 (診療所は、1階部分) |
| 建築面積 | 165.82平方メートル | 150.76平方メートル |
| 施設 | 診察室、処置室、X線室、検査室、薬局、待合室、会議室 | 診察室、処置室、X線室、薬局、待合室、会議室 |

| | |
|------------------|--|
| 現 行 の 運 営 形 態 | 指定管理者による管理 ・ 指定管理者：日本赤十字社 ・ 指定管理期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |
|------------------|--|

イ 国保青野原診療所等の管理を指定管理者に行わせるための規定の追加

(ア) 指定管理者の管理の基準として、国保青野原診療所等の休診日等を規定することとし、現在、相模原市国民健康保険診療所条例施行規則(平成18年相模原市規則第32号)に規定しているその他の国保診療所の休診日等と併せて、次のとおりとします。

| 診療所 | 主な休診日 | 診療時間 |
|------------------|------------------|-----------------------------|
| 相模原市国民健康保険青野原診療所 | 日曜日及び月曜日 | 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで |
| 相模原市国民健康保険青根診療所 | 日曜日、火曜日、木曜日及び土曜日 | 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで |
| 相模原市国民健康保険内郷診療所 | 日曜日、水曜日及び土曜日 | 午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後6時まで |
| 相模原市国民健康保険藤野診療所 | 日曜日及び月曜日 | 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで |
| 相模原市国民健康保険日連診療所 | 日曜日及び土曜日 | 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで |

(イ) 指定管理者による管理等について、次のとおりとします。

- a 市長は、国保診療所の設置の目的を効果的に達成するため、国保青野原診療所等の管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとします。
- b 市長は、aの団体に対し、国保青野原診療所等の管理に関する計画書等の提出を求め、当該計画書の内容が業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること等を確認し、指定管理者として指定するものとします。
- c 指定管理者は、国保青野原診療所等において、診療及び居宅サービスに関する業務、利用や入所の制限等に関する業務、施設等の維持管理に関する業務その他の業務を行うものとします。

ウ 利用料金に係る規定の追加

国保青野原診療所等を利用した者は、利用料金を指定管理者に納付することとするほか、指定管理者は利用料金の減額又は免除ができることとし、既に納付された利用料金は原則還付しないこととします。

エ アからウまでに掲げるもののほか、国保診療所の管理及び運営に係る見直しに伴う規定の改正

手数料、利用の制限、入所の制限等その他必要な規定の改正を行います。

(2) 市立診療所条例の改正

(1)アのとおり、市立青野原診療所等を国保診療所に移行することに伴い、これらの診療所に係る規定を削除します。

(3) 市立診療所条例の廃止

相模原市立千木良診療所(以下「市立千木良診療所」という。)を相模原市国民健康保険内郷診療所(以下「国保内郷診療所」という)に統合することに伴い、市立診療所条例を廃止します。

ア 統合する施設の概要

| | |
|-------|--|
| 施設名 | 市立千木良診療所 |
| 開設年月日 | 昭和42年4月1日 |
| 所在地 | 緑区千木良852番地8 |
| 敷地面積 | 921.01平方メートル(一部借地を含む。) |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造2階建(診療所は、1階部分) |
| 建築面積 | 202.27平方メートル |
| 施設 | 診察室、処置室、X線室、検査室、薬局、待合室、会議室 |
| 運営形態 | 指定管理者による管理 ・指定管理者：日本赤十字社 ・指定管理期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

イ 統合の理由

基本方針に基づき在宅医療等を効率的に実施できる体制を整備するため

3 受診者等への対応

指定管理者と協力し、円滑な移行又は統合に向けた調整や情報提供等を行います。

4 今後のスケジュール

| | |
|--------------|-------------------------------|
| 令和6年12月15日から | パブリックコメント(意見募集)の実施 |
| 令和7年1月21日まで | |
| 2月 | 市議会3月定例会議に改正等条例案を提出 |
| 令和8年4月1日 | 改正条例の施行(市立青野原診療所等の国保診療所への移行等) |
| 令和9年4月1日 | 廃止条例の施行(市立千木良診療所の国保内郷診療所への統合) |

※ 基本方針に基づく相模原市国民健康保険日連診療所及び相模原市立藤野診療所(令和8年度から国保診療所に移行)の統合については、別途、国保診療所条例の改正を予定しています。

【参考】市が所管する診療所の再編について

1 基本方針に基づく診療所再編の進め方

診療所再編の進め方

① 在宅医療等を効率的に実施できる体制とするため、診療所は医師2人体制とします。

② 医師2人体制とするため、原則として、地区ごとに1診療所に統合します。

③ 民間の医療機関を含め、多職種・多機関の連携を進めます。

○津久井地区：青根診療所は、青野原診療所に統合します。
ただし、令和6年度に診療日数の見直しを行った上で、青野原診療所の分院とし、当面維持します。

○相模湖地区：千木良診療所は、令和9年度を目途に内郷診療所に統合します。

○藤野地区：日連診療所は、令和10年度を目途に藤野診療所に統合します。

※ 診療所の統合に当たっては、必要な改修等を行います。
 ※ 医師の確保状況や施設の改修方法等により、再編の実施時期がずれることがあります。



2 改正条例（案）等に基づく今後の流れ

〔令和7年度末まで〕

| 診療所 | 千木良 | 青野原 | 藤野 | 青根 | 内郷 | 日連 |
|--------------|--------------------|-----|----|------------------------|----|----|
| 区分 (設置根拠) | 市立診療所 (市立診療所条例) | | | 国保診療所 (国民健康保険診療所条例) | | |
| 管理運営 | 指定管理 | | | 直営 | | |



- ・最終的に全ての市所管診療所を国保診療所とする
- ・管理運営方法（直営か指定管理）は、当面は現行の方法を継続する

〔令和8年度〕

| 診療所 | 千木良 | 青野原 | 藤野 | 青根 | 内郷 | 日連 |
|--------------|--------------------|------------------------|----|----|----|----|
| 区分 (設置根拠) | 市立診療所 (市立診療所条例) | 国保診療所 (国民健康保険診療所条例) | | | | |
| 管理運営 | 指定管理 | | | 直営 | | |

〔令和9年度〕

| 診療所 | 千木良 | 青野原 | 藤野 | 青根 | 内郷 | 日連 |
|--------------|-------|------------------------|----|----|----|----|
| 区分 (設置根拠) | 内郷に統合 | 国保診療所 (国民健康保険診療所条例) | | | | |
| 管理運営 | | 指定管理 | | | 直営 | |